**令和4年度港まちづくり協議会**

**定期市の開催等運営業務委託　仕様書**

1　事業目的

港まちづくり協議会（以下「協議会」という。）では、令和2年11月より築地口商店街振興組合と協働して、テストマーケットとして定期市を開催してきた。定期市では買い物消費のみを目的としたイベントではなく、日常的な暮らしを支える活力やコミュニケーションの活性化にも注目し、継続的な発展を目指してきた。単に商品を販売するだけでなく、商売を通してまちの活性化に貢献したい、やがては実店舗を構えて地域に根ざした展開にチャレンジしたい人を受け入れるというコンセプトで出店者を募集し、そんな出店者らと共に商店街振興組合はじめ、地元商店・住民とコミュニケーションをとりながら、定期市を育むような取り組みを推進してきた。その文脈を受け継ぐ本事業では、そうした定期市の継続的実施に加えて、定期市への出店者はじめ、このエリアでチャレンジしたい人々に対し、このまちで継続的な活動に取り組むためのきっかけづくりとそのサポートを提供するものである。

2　業務内容

1. 西築地学区にある商店街進行組合等と連携し、定期市を企画および実施する。
	* 出店者の募集及び選定については、協議会事務局と相談し、テストマーケット及び令和3年度取り組みの成果を踏まえた定期市として実施する。
	* また必要に応じて出店や会場使用に関する各種申請を行う。
	* 協議会からの要請があった場合には、協議会会議に出席して、事業の進捗を報告する。企画には、会議での意見を可能な範囲で汲み取るよう検討する。
		1. 例えば、将来的に店舗を構えたい出店者等をセレクトしたマーケットを開催する等、地域に意欲的な人材の移住促進をはかるサポート企画を実施する。
		2. 広報
	* チラシやインターネットを活用した広報を立案し、協議会事務局と調整しながら実施する。

3　留意事項

1. 前項(1)及び(2)に掲げるものの実施回数は以下のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 定期市 | サポート企画 |
| 回 数 | 11回以上 | 3回以上 |

1. 業務の実施場所に関する使用条件は以下のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 築地口商店街の周辺エリア | 西築地学区内 |
| 期 間 | 令和4年4月1日（金）～令和5年3月13日（月）　（日時もしくは日付をある程度固定して実施する） | 令和4年4月1日（金）～令和5年3月13日（月） |
| 時 間 | １回につき3～4時間程度 | １回につき1時間～3時間程度 |

※実施日・会場に関しては事務局、地元商店街と連携して実施を行う。

※サポート企画の実施はオンラインの開催も可とする。

※基本的に会場費は事業者負担とするが、地域の要望などある場合は別途事務局と相談を行う。

1. チラシ発行部数は、企画内容に応じて調整し、開催日1ヶ月前までに協議会事務局に提出することを基本とする。なお協議会事務局では、企画に応じて1種のチラシを3千〜1万部目安で制作している。
2. インターネットの活用については、指定する情報を協議会事務局に提供し、協議会事務局がHP/SNSを活用して情報発信する。それ以外の独自の方法があれば、事業者からの提案を協議会会議に諮り実施する。
3. 各企画の実施にあたっては、会場、内容、準備・実施スケジュールなど、2回以上の打ち合わせを含んだ調整を図りながら進めること。
4. 事業の当日は、会場設営、スタッフ管理、スケジュールの進行管理等を行う運営管理者を配置すること。
5. 事業の実施に際しては、実費相当額を徴収する場合を除き、出店者から金銭を徴収することはできない。なお実費相当額を徴収しようとする場合は、その使途を明確にすること。
6. 事業の終了後には、会場の清掃を行うこと。その際発生したゴミは、受託者において処分すること。
7. 新型コロナウイルス感染症拡大予防への対策について
* 協議会が行ってきた予防対策を踏まえ、当該事業の実施には細心の注意を払い、協議会事務局と連携を計りながら対応にあたることとする。

4　成果品

(1) 納入物品

以下に掲げるものを記載した任意の様式の資料を、協議会事務局が指定する日までに納入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 企画等実施前 | 実施予定内容、運営スタッフの人数及び氏名、実費相当額を徴収する場合はその内容 |
| 企画等実施後 | 参加者数、実施状況及びその写真、実費相当額の徴収状況、実施前に報告した内容からの変更点 |

(2) 納入方法

紙及び電子媒体

(3) 納入場所

港まちポットラックビル（協議会事務局）

5　契約変更

 契約期間中に業務内容を変更する必要性が生じた場合は、協議会事務局と受託者で協　議するものとする。ただし、協議開始から7日以内に協議が整わないときは、協議会事務局の決定するところによる。

6　その他

* 1. 受託者は、本業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
	2. 成果品及びその著作権は、協議会に帰属するものとし、協議会会議の承認を受けずに他に公表、譲渡、貸与または使用してはならない。ただし、受託者が従前から保有する著作権は受託者に留保されるものとし、協議会は本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。
	3. この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、協議して定めるものとする。ただし、協議開始から7日以内に協議の整わないときは、協議会事務局の決定するところとする。
	4. 契約の締結に要する経費は受託者の負担とする。
	5. 本プロポーザルは、令和4年度予算の成立を条件とする。